

森林防災事業に関する意見書

平成29年10月22日から23日にかけての台風21号に伴う記録的な豪雨と暴風により大阪府南部地域を中心に多くの土砂崩壊が発生し、一人が犠牲になるなど、府民は甚大な被害を受けた。また、私たちの住まい働く島本町においても、町域面積の約70%が森林であり、多数の倒木・土砂崩れなどが発生している。近年の台風被害の増大は地球温暖化が一つの原因と考えられるが、森林の災害防止機能の低下が被害を大きくしており、大きな課題が残されていると危惧をする。

森林は土砂災害防止機能だけではなく、温室効果ガスを吸収する地球温暖化防止機能、水源涵養機能、生物多様性保全機能など、多くの公益的機能を有しており、府民・町民の一人一人が森林から多くの恩恵を受けている。

このような状況を鑑み、大阪府においては森林環境税を創設され、自然災害から暮らしを守る取り組みや健全な森林を次世代につなぐ取り組みに尽力され、成果を上げつつあると高く評価をする。しかし、土砂災害対策が必要な森林は広範にわたっており、異常気象による豪雨や大型台風によって多大な土砂災害が予想され、なお一層森林防災事業を充実させる必要がある。

よって、大阪府においては、森林防災事業を充実させるため、大阪府の森林環境税を踏まえて、中長期的視点に立脚し目標を定めて森林防災事業の充実を強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年 6 月 27日

大阪府三島郡島本町議会